

韓国預金保険公社（KDIC）における破綻金融機関の役員に対する責任追及等について

天沼 慶子¹

目 次

- 第1 はじめに
- 第2 KDIC の組織の概要
- 第3 KDIC における責任追及体制
 - 1 体制
 - 2 業務内容
- 第4 KDIC における民事責任追及に係る法制度及び実態
 - 1 法制度
 - 2 日本の法制度との比較
 - 3 KDIC の要求による損害賠償請求訴訟の件数等
- 第5 KDIC における責任及び財産の調査
 - 1 法制度
 - 2 日本の法制度との比較
 - 3 KDIC における財産調査の実態
 - 4 隠匿財産申告制度
- 第6 KDIC における刑事責任追及に係る法制度及び実態
 - 1 法制度及び実態
 - 2 成立する可能性がある犯罪
- 第7 最後に

¹ 預金保険機構・法務統括室室長代理。本稿の執筆は個人の資格で行ったものであり、意見にわたる部分は筆者に属し、預金保険機構の公式見解を示すものではない。

第1 はじめに

我が国の預金保険法上、金融整理管財人には、破綻金融機関の旧経営陣等に対する民事・刑事の責任追及権限が認められている。その具体的な運用の仕方を検討する際に、諸外国における責任追及のための法制度及びその運用状況を知ることが有用である。そして、我が国のほか、責任追及権限が認められる主な預金保険機関として、米国連邦預金保険公社（FDIC）と韓国預金保険公社（以下「KDIC」という。）があるが、これまで、KDIC に対して本格的な調査研究が行われた実績はない。

そこで、当職は、KDIC における責任追及に関して調査研究を行うべく、平成 28（2016）年 11 月 28 日から同年 12 月 2 日までの間、KDIC に出張し、KDIC における責任追及業務を担う金融不実責任調査本部に所属する職員等から聴取する機会を得た。

本稿は、公開情報を分析し、出張時における聴取結果等も踏まえ、金融機関の破綻時における KDIC による責任追及のための法制度及びその運用について、我が国の法制度と比較しつつ紹介するものである。

第2 KDICの組織の概要

KDIC は、平成 7（1995）年 12 月に制定された「預金者保護法」（以下「法」という。）に基づき、平成 8（1996）年 6 月に設立された特殊法人であり、平成 9（1997）年 1 月から業務を開始した。

事務所は、ソウル中心部のビルにあり、同事務所内で、652 名の役職員（平成 28（2016）年 11 月末時点。非正規職員を除く。）が稼働している。

KDIC は、政府の金融委員会²による監督を受けており（法 27 条）、役員として、社長 1 名、副社長 1 名を含む常任理事 5 名、非常任理事 7 名のほか、独立した監事 1 名を置いている（法 11 条）。

KDIC の社長は、役員推薦委員会³が推薦した複数候補者の中から金融委員会委員長の提案により、大統領が任命する（公共機関の運営に関する法律 26 条）。

社長の任期は 3 年である（公共機関の運営に関する法律 28 条。なお、副社長、常任理事、非常任理事、監事の任期は 2 年である。）。

KDIC の各部署は、原則として、各常任理事の下に組織されている。

KDIC の重要事項に関する意思決定は、KDIC 社長、金融委員会副委員長、中央銀

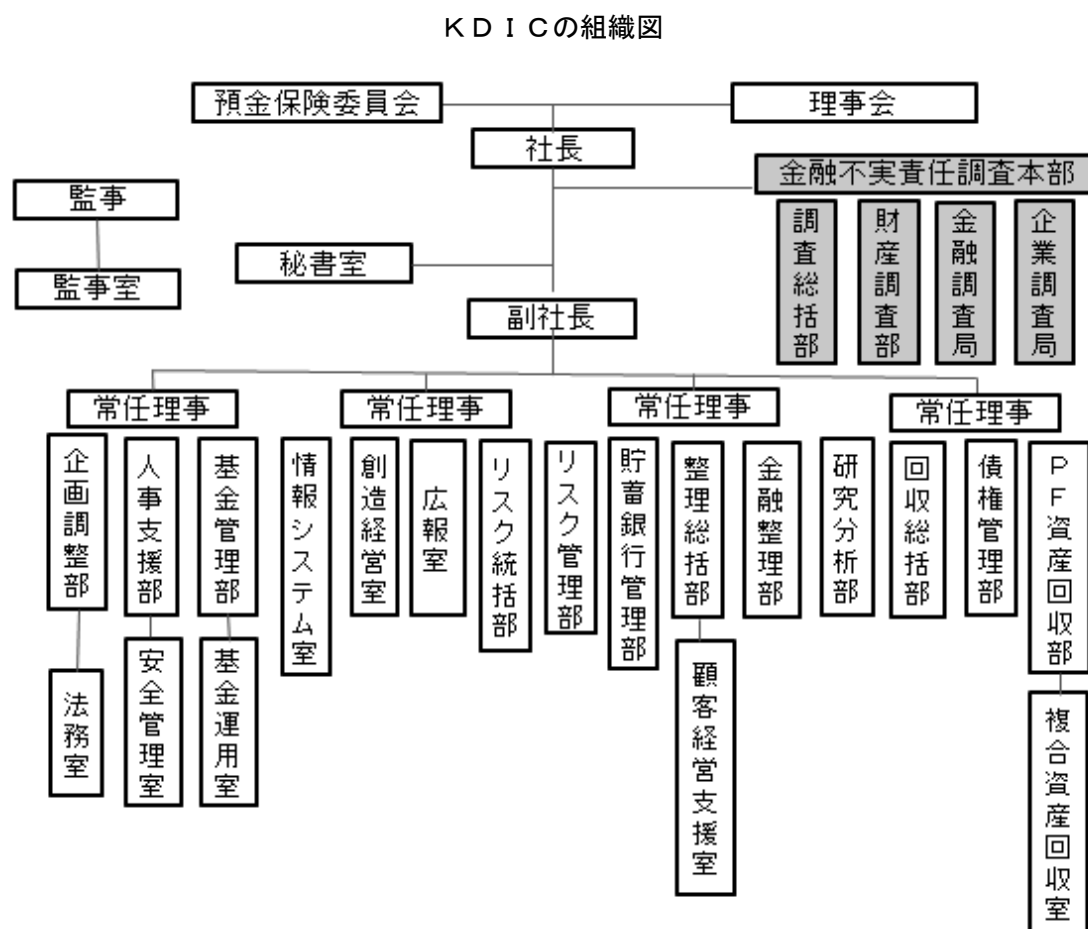
² 金融委員会（Financial Services Commission）とは、健全な信用秩序と公正な金融取引の慣行を確立し、預金者、投資者等を保護するために設立された国務総理直属の国家行政機関をいう。

³ 役員推薦委員会とは、KDIC に置かれ、KDIC の非常任理事及び理事会が選任した委員により構成される委員会をいう（公共機関の運営に関する法律 29 条）。

行である韓国銀行の副総裁等をメンバーとする「預金保険委員会」の議決によって行われる（法8条）。

また、KDICには、人事、予算等、KDICの経営に関する主要な事項を議決する機関として、社長、副社長、常任・非常任理事をメンバーとする「理事会」も設けられており（法14条）、一定の事項については、理事会の議決がなければ行えないとされている。

KDICの組織図（平成28（2016）年11月末時点）は、以下のとおりである。



第3 KD I Cにおける責任追及体制

1 体制

KDICにおいて、破綻金融機関の旧経営陣等に対する責任追及業務を担当する部署は、金融不実責任調査本部である。

KDICの各部署は、原則として各常任理事の下に組織されているが、金融不実責

任調査本部は、他の部署と異なり、社長直轄の部として設置、運営されている。

同本部は、本部長の下、調査総括部、財産調査部、金融調査局、企業調査局の 2 部 2 局から成り、各部署の構成、担当業務、人数は以下のとおりである。

K D I Cにおける責任追及体制

平成 28 (2016) 年 11 月末時点

区分	担当業務	人数
金融不実責任調査 本部長	本部総括	検事 1 名
金融調査局	不実金融機関 ⁴ の不実責任調査 (貸手責任追及)	検事 1 名 検察捜査官 1 名 正規職員 10 名 非正規職員 21 名
企業調査局	不実債務企業 ⁵ の不実責任調査 (借り手責任追及)	検事 1 名 検察捜査官 3 名 正規職員 10 名 非正規職員 20 名
調査総括部 ・調査企画チーム ・責任審議チーム ・訴訟管理チーム	・不実責任調査、財産調査の企画及び総括 ・不実責任調査結果通知及び損害賠償請求要求 ・不実関連者に対する損害賠償請求訴訟の実行、支援	正規職員 14 名 非正規職員 2 名
財産調査部 ・国内財産調査チーム ・海外財産調査チーム	不実関連者に対する財産調査 ・隠匿財産申告センター運営 ・情報共有実務協議会等との協業推進	正規職員 26 名 非正規職員 18 名

4 「不実」とは、意識すると「破綻」の意味である。預金者保護法上、「不実金融機関」(法 2 条 5 項)とは、経営状態を実査した結果、負債が資産を超える付保金融機関や巨額の金融事故や不良債権の発生で、負債が資産を超えるようになって正常な経営が困難になることが明らかな付保金融機関として、金融委員会又は預金保険委員会が決定した付保金融機関をいう。

5 「不実債務企業」とは、不実金融機関に対して債務を履行しない企業体をいう。

2 業務内容

まず、前記部局の中で、不実金融機関や不実債務企業に対する違法行為等⁶の調査を執り行っているのが、金融調査局及び企業調査局である。

金融調査局は、不実金融機関の前職及び現職役職員につき、破綻等に至らしめた責任の有無を調査するとともに、その責任内容の法律構成の検討を行っている。

企業調査局は、不実債務企業の役職員につき、その責任の有無を調査するとともに、その責任内容の法律構成の検討を行っている。

金融調査局や企業調査局の調査の結果、違法行為等が明らかになった場合、法曹界、学界、金融界等の外部専門家を中心に構成された「金融不実責任審議委員会」の審議を経て、追及すべき不実責任を特定する。

次に、調査総括部は、不実責任調査等の企画や金融不実責任審議委員会の運営等の業務を行っている。

さらに、財産調査部は、その名のとおり、財産調査を行う部署であり、国内財産調査チームと海外財産調査チームに分かれる。

国内財産調査チームは、国内財産調査のほか、後述する隠匿財産申告センターの運営等の業務を行っている。

海外財産調査チームは、海外財産調査のほか、海外隠匿財産回収業務等を行っている。

なお、日本の預金保険機構（以下「機構」という。）の法務統括室に当たる法務室には弁護士が所属しており、不実金融機関及び不実債務企業の調査時に法的検討の必要がある事項について意見を求められることがあるなど、責任追及業務に関わることがある。

第4 KDICにおける民事責任追及に係る法制度及び実態

1 法制度

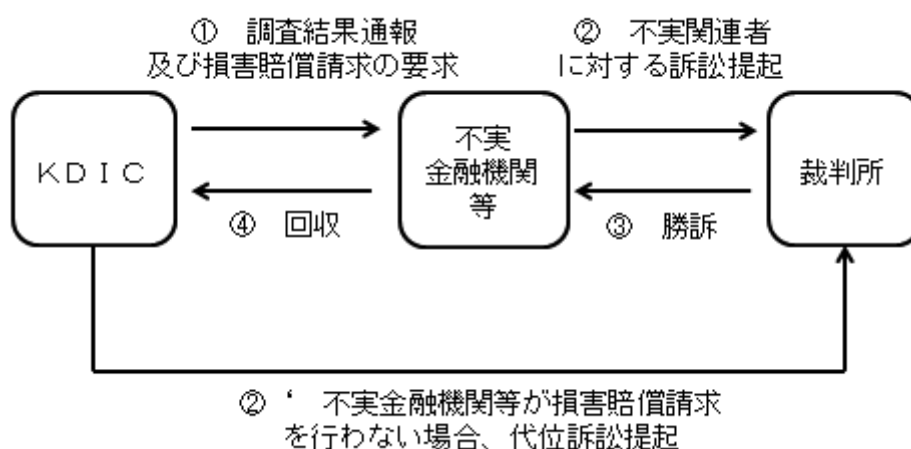
- (1) KDIC は、資金支援を決定又は実施した場合など一定の場合には、不実金融機関又は不実憂慮金融機関⁷（以下「不実金融機関等」という。）に対し、不実又は不実憂慮に責任があると認められる不実関連者に対する損害賠償を請求するよう要求することができる（法 21 条の 2 第 1 項）。

⁶ 「違法行為等」とは、法律違反行為のほか、政府機関が定めた基準違反、各金融機関・企業の定款違反等の行為をいう。

⁷ 「不実憂慮金融機関」（法 2 条 6 項）とは、財務構造が脆弱で不実金融機関になる可能性が非常に大きいと預金保険委員会が決定した付保金融機関をいう。

ここで、「不実関連者」とは、①不実金融機関等の前職及び現職役員、②韓国商法 401 条の 2 第 1 項⁸各号に規定された者、③不実金融機関等に対して債務を履行しない債務者（債務者が法人である場合、その法人の前職及び現職役員、商法 401 条の 2 第 1 項各号に規定された者及び主要株主を含む。）をいう。

そして、KDIC が前記要求をしたにもかかわらず、不実金融機関等がその要求に従わない場合には、KDIC は直ちにその不実金融機関等を代位して、不実関連者に損害賠償を請求することができる（法 21 条の 2 第 3 項）。



(2) 韓国における損害賠償請求に関連する法令としては、韓国商法 399 条（理事の会社に対する責任）、同法 382 条の 3⁹（理事の忠実義務）、同法 401 条の 2（業務執行指示者等の責任）、同法 414 条¹⁰（監事の責任）、韓国民法 390 条¹¹（債務不

⁸ 韓国商法 401 条の 2 は「1 次の各号のいずれかに該当する者は、その指示又は執行した業務に関し、第 399 条、第 401 条及び第 403 条の適用については、これを理事とみなす。①会社に対する自己の影響力を利用して、理事に業務執行を指示した者、②理事の名義で直接業務を執行した者、③理事でなく、かつ名誉会長、会長、社長、副社長、専務、常務、理事その他会社の業務を執行する権限があるものと認められるに足る名称を使用して、会社の業務を執行した者 2 前項の場合において、会社又は第三者に対して損害を賠償すべき責任のある理事は、前項に規定された者と連帯してその責任を負う。」として業務執行指示者等の責任を規定している。理事の責任については、韓国商法 399 条が「1 理事が故意又は過失により法令又は定款に違反する行為をし、又はその任務を懈怠した場合には、その理事は、会社に対して連帯して損害を賠償する責任がある。2 前項の行為が理事会の決議によるものであるときは、その決議に賛成した理事も前項の責任を負う。3 前項の決議に参加した理事であって異議を述べた旨の記載が議事録にない者は、その決議に賛成したものと推定する。」と規定している。

⁹ 韓国商法 382 条の 3 は「理事は、法令及び定款の規定に従い、会社のためにその職務を忠実に遂行しなければならない。」として理事の忠実義務を規定している。

¹⁰ 韓国商法 414 条は「1 監事はその任務を懈怠したときは、その監事は、会社に対して連帯して損害を賠償する責任を負う。2 監事が悪意又は重大な過失によってその任務を懈怠したときは、その監事は、第三者に対して連帯して損害を賠償する責任を負う。3 監事が会社又は第三者に対して損害を賠償する責任を負う場合において、理事にもその責任があるときは、その監事及び理事は連帯して賠償する責任を負う。」として監事の責任を規定している。

¹¹ 韓国民法 390 条は「債務者が債務の内容に沿った履行をしないときには、債権者は損害賠償を請求す

履行責任)、同法 681 条¹² (善管注意義務)、同法 750 条¹³ (不法行為責任) 等がある。

2 日本の法制度との比較

日本では、預金保険法 83 条 1 項が「金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人…又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。」と規定し、金融整理管財人による業務として、被管理金融機関の役員等に対する民事責任追及義務を定めている。

したがって、機構は、金融整理管財人に選任されると、同項に基づき、役員等に対して損害賠償請求等を行うこととなるが、韓国の法制度との差異は概ね以下のとおりとなる。

① 責任追及の対象者

日本では、責任追及の対象となる者は、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人 (被管理金融機関が委員会設置会社である場合には取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合には理事、監事又は会計監査人) 又はこれらの者であつた者と規定されているのに対し、韓国では、役員のみならず、業務執行指示者や不実金融機関等の債務者等も対象者として規定されており、日本より責任追及の対象者が広く規定されている。

② 責任追及の主体

日本では、役員等に対する責任追及業務は、金融整理管財人の職務とされており、機構が金融整理管財人に選任された場合、機構が主体的に損害賠償請求することが可能であるのに対し、韓国では、まず KDIC が不実金融機関等に対して不実関連者に対する損害賠償を請求するように要求し、不実金融機関等がその要求に従わない場合にはじめて KDIC が損害賠償請求権を代位行使できるとされている。

なお、最近 10 年間で、KDIC が不実金融機関等を代位して損害賠償請求訴訟を提起した事例はなく、次のとおり、不実金融機関及びその破産財団が、不実関連者に対して損害賠償請求訴訟を提起している。

ることができる。ただし、債務者の故意又は過失なしに履行できなくなったときにはこの限りではない。」として債務不履行責任を規定している。

¹² 韓国民法 681 条は「受任者は、委任の本旨により善良な管理者の注意をもって委任事務を処理しなければならない。」として受任者の善管注意義務を規定している。

¹³ 韓国民法 750 条は「故意又は過失による違法行為により他人に損害を加えた者は、その損害を賠償する責任がある。」として不法行為責任を規定している。

③ 損害賠償請求の要件等

日本における損害賠償請求に関連する法令としては、会社法 423 条（取締役等の株式会社に対する責任）、民法 415 条（債務不履行責任）、同法 709 条（不法行為責任）等があるところ、このうち、取締役（韓国では「理事」と呼ぶ。）の株式会社に対する損害賠償責任に関して言えば、日本と韓国との間で、要件につき特段大きな差異は認められない（会社法 423 条¹⁴、韓国商法 399 条）。

また、上記損害賠償請求権の消滅時効期間は、日本も韓国も 10 年で共通している（民法 167 条 1 項、韓国民法 162 条 1 項）。

3 KDICの要求による損害賠償請求訴訟の件数等

(1) 不実金融機関について

ア KDIC は、平成 10（1998）年以降、平成 27（2015）年末までの間に、518 社の不実金融機関の不実関連者 6,107 名に対する不実責任を特定して、これらの者に対して損害賠償を請求するよう不実金融機関及びその破産財団に要求した。

イ このような KDIC の要求に基づき、不実金融機関及びその破産財団は、以下のとおり不実関連者に対して損害賠償請求訴訟を提起した。

① 預金保険基金債券償還基金¹⁵（法 26 条の 3）が投入された不実金融機関及びその破産財団については、平成 10（1998）年以降、平成 27（2015）年末までの間に、不実関連者、その相続人、保証人等 9,013 名に対して、合計 1 兆 8,118 億ウォン相当の損害賠償請求訴訟を提起した。

② 預金保険基金¹⁶（法 24 条）が投入された不実金融機関及びその破産財団については、平成 27（2015）年末までに、不実関連者、その相続人、保証人等 682 名に対して、合計 4,422 億ウォン相当の損害賠償請求訴訟を提起した。

¹⁴ 会社法 423 条 1 項は「取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人…は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」として取締役等の株式会社に対する責任を規定している。日本の取締役は、会社との関係で委任の規定に従うため（会社法 330 条）、善管注意義務（民法 644 条）を負うほか、忠実義務（会社法 355 条）を負っているところ、これらの点は韓国の取締役も同様である。また、会社法 423 条は、韓国商法 399 条（理事の会社に対する責任）と異なり、損害賠償請求権の要件として「法令又は定款違反」の行為を掲げていないが、日本においても、法令又は定款に違反する行為は、任務懈怠に当たると解されているため、実質的には韓国との差異はない。

¹⁵ 預金保険基金債券償還基金とは、預金保険基金の債務を整理するために設置された基金（法 26 条の 3）をいう。

¹⁶ 預金保険基金とは、保険料の収納、保険金等の支払などといった業務を遂行するために設置された基金（法 24 条）をいう。

(2) 不実債務企業について

ア 前記のとおり、預金者保護法は、不実債務企業の役職員も損害賠償請求の対象となる旨規定している。

KDIC は、平成 10（1998）年以降、平成 27（2015）年末までの間に、不実債務企業 322 社の不実関連者 845 名の責任を特定し、不実金融機関等に対し、同不実関連者に損害賠償を請求するよう要求した。

イ また、このような KDIC の要求に基づき、不実金融機関等は、不実関連者、その相続人、保証人等 1,230 名に対して、平成 27（2015）年末までに 208 件、合計 9,970 億ウォン相当の損害賠償請求訴訟を提起した。

第 5 KDIC における責任及び財産の調査

1 法制度

- (1) KDIC は、損害賠償請求の要求、損害賠償請求権の代位行使又は訴訟参加をするために必要な場合は、不実金融機関等、不実関連者又は利害関係人に対し、業務及び財産の状況に関する資料提出要求、出席要求¹⁷（利害関係人の出席要求は除く。）等の調査をすることができる（法 21 条の 2 第 7 項）。

調査対象者は、以下のとおりである。

調査対象者

不実関連者 (法 21 条の 2 第 1 項)	利害関係人 (法 21 条の 2 第 7 項)
<ul style="list-style-type: none">・不実金融機関等の前・現役職員・商法 401 条の 2 第 1 項各号に規定された者・不実金融機関等に対して債務を履行しない債務者・その他の第三者	<ul style="list-style-type: none">・不実関連者の配偶者・不実関連者の直系尊属・卑属・不実関連者の配偶者の直系尊属・卑属・不実関連者から財産権を目的とした法律行為により直接利益を受けた者及び転得者・その他不実関連者の財産隠匿に関連のある者

¹⁷ 出席要求とは、KDIC 等に出頭を求めることをいう。KDIC にとっては、調査対象者に損害賠償請求等をするために必要な情報を収集するための手続であるとともに、調査対象者にとっては、KDIC に対して陳述することができる機会となっている。

* 損害賠償請求の要求等に必要な場合、前記対象者に対し、業務及び財産の状況に関する資料提出要求、出席要求等の調査が可能。

KDIC は、前記の調査を実施する場合、調査対象者のプライバシー保護の観点から、証拠隠滅等により調査目的を達成することができない場合を除くほか、調査対象者に対し、事前に調査事由及び調査の範囲等必要な事項を通知しなければならない（預金者保護法施行令（以下「施行令」という。）12条の4）。

(2) また、KDIC は、損害賠償請求の要求、損害賠償請求権の代位行使や訴訟参加をするために必要な場合、法院行政処（韓国大法院の事務局）、関係中央行政機関、地方自治団体、その他一定の公共機関や金融機関の長に、不実関連者又は利害関係人の家族関係登録事項と財産・業務に関する資料や情報の提供を求められることができる（法 21 条の 3 第 1 項）ほか、管轄税務官署及び地方自治団体の長に課税情報の提供を求められることができる（法 21 条の 3 第 2 項）。

さらに、KDIC 社長は、金融取引の内容に関する情報や資料（以下「金融取引情報等」という。）によらずには、不実関連者の損害賠償責任や不実関連者又は利害関係人の財産隠匿なのかどうかを確認することができないと認める場合には、金融機関等の長に、不実関連者又は利害関係人の金融取引情報等の提供を求められることができる（法 21 条の 4）。

(3) 法 21 条の 2 第 7 項の規定による調査を拒否及び妨害又は忌避した者（利害関係人を除く。）や、法 21 条の 4 に違反して資料を提出しないか、又は虚偽の資料を提出した者は、1 年以下の懲役又は 1,000 万ウォン以下の罰金に処される（法 41 条）。

なお、法 21 条の 2 第 7 項の規定による調査を拒否及び妨害又は忌避した利害関係人については、500 万ウォン以下の過料が課される（法 44 条 1 項）。

2 日本の法制度との比較

(1) 日本の財産調査について

日本では、金融整理管財人が負う旧経営陣等に対する責任追及の責務に対応し、金融整理管財人に破綻金融機関の役職員（元役職員も含む。）に対する報告徴求、帳簿等検査といった調査権が認められているほか（預金保険法 81 条 1 項）、これを補完するため、官庁、公共団体その他の者に対する協力依頼権も認められている（同条 2 項）。

また、破綻金融機関の債務者の財産については、「債務者の財産が隠蔽されてい

るおそれがある（隠蔽要件）」又は「その他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められる（要解明要件）」という要件を充たす場合には、機構による調査権が認められている（預金保険法附則（以下「預保法附則」という。）7条1項5号）。

かかる調査権としては、官庁、公共団体その他の者に対する協力依頼権（預保法附則13条）及び罰則付きの立入調査権（預保法附則14条の2、24条）がある。

(2) 比較

日本及び韓国では、破綻金融機関の役職員に対する調査の範囲が業務・財産の状況に関するものとされている点や、破綻金融機関の役職員が調査を拒否した場合に罰則規定の適用がある点は共通している。

しかしながら、両者の間には、以下のような差異が存する。

- ① 日本では、金融整理管財人の協力依頼権（同法81条2項）については、行使の相手方が任意に照会又は協力に応じない場合についての規定はない。

これに対し、韓国においては、公共機関等の長に財産・業務に関する資料や情報の提供や、管轄税務官署及び地方自治団体の長に課税情報の提供を求めることができ（法21条の3第1項、第2項）、要求を受けた長は、特別な事由がなければ、これに従わなければならないと規定されている（法21条の3第3項）。

- ② また、預金者保護法においては、税務官署に対する課税情報提供要求権の行使が明文化されており、税務官署の長は、原則として要求に応じなければならないとされているが、日本には韓国のような明文規定がない。

- ③ さらに、日本の場合、調査対象者のプライバシー保護の観点から、前記のとおり、調査権行使の要件として、隠蔽要件又は要解明要件が要求されているが、韓国の場合、かかる要件は規定されていない。

もともと、韓国においては、前記のとおり、調査対象者に対する事前通知（施行令12条の4）の制度によって、調査対象者のプライバシー保護が図られている。

3 KDICにおける財産調査の実態

(1) 国内財産調査

ア 国内財産調査の概要

KDICの財産調査は、不実金融機関等からの財産調査の申請を受け、法21条の3、法21条の4等に基づき、中央行政機関等に対し、資料提供要求をし、資料提供を受けた後、その調査結果を通知し、不実金融機関等が損害賠償請求訴訟を

提起するなど法的措置を講じるという流れで行われる。

平成 27 (2015) 年 12 月の預金者保護法の一部改正によって、それまで認められていなかった KDIC による税務官署に対する課税情報の提供要求が認められ、不実関連者の財産追跡がより効率的に行えるようになったということである。

イ 実績

KDIC における国内財産調査の実績は、以下のとおりである (平成 23 (2011) 年 1 月からの統計)。

営業停止になった不実金融機関等の発見財産・保全措置の現状

平成 28 (2016) 年 6 月末時点

発見財産		保全措置	
金融資産 (億ウォン)	不動産 (件)	仮差押 (億ウォン)	仮処分 (件)
2,937	5,730	6,486	49

(2) 海外財産調査

ア 海外財産調査の概要

KDIC においては、不実関連者に対する海外財産調査を平成 14 (2002) 年から実施しており、平成 18 (2006) 年 9 月には、アメリカ、カナダ、日本等、7 か国において、本格的に海外財産調査を実施した。

具体的な調査方法としては、法 21 条の 3、法 21 条の 4 等に基づき、国内において、不実関連者の出入国記録、海外送金記録等の資料を入手し、調査対象者及び調査を実施する国を選定後、海外の調査会社 (Private Investigator) に財産調査を依頼している。

KDIC は、平成 23 (2011) 年以降、度重なる貯蓄銀行の営業停止により不実関連者が急増し、財産隠匿手法がより高度化されたことに伴い、調査を実施する国及び調査対象者を拡大して調査技法を多様化するなど、海外財産調査を一層強化した。

具体的には、海外の調査会社を活用して事前調査を行って調査を実施する国を追加選定し、平成 26 (2014) 年から調査を実施する国を 37 か国に拡大したり、海外各国の制度及び法令研究を行い、夫婦共同財産に対する調査を強化¹⁸したりするなどした。

¹⁸ 夫婦共同財産に対する調査については、アメリカに限り行われている。

イ 実績

KDICにおける海外財産調査の実績は、以下のとおりである（平成14（2002）年以降の統計）。

海外財産調査の実績

平成28（2016）年6月末時点

調査対象国	海外隠匿財産回収額
	千米ドル
アメリカなど37か国	27,346

4 隠匿財産申告制度

(1) 隠匿財産申告制度の概要

隠匿財産申告制度は、不実関連者の隠匿財産に関する申告を促進し、財産調査及び回収業務を効率的に遂行するため、平成14（2002）年5月に導入された。

具体的には、一般国民が不実関連者の隠匿財産情報を申告できるようにするため、KDICの財産調査部内に隠匿財産申告センターが設けられ、平成28（2016）年11月末時点で、4名のKDIC職員が同センターで稼働している。

(2) 報奨金

申告者に対しては、申告財産の回収手続終了後、申告者の回収寄与度を勘案し、回収金額（所要費用控除）の5～20パーセント（最大20億ウォン）の報奨金が支給される。

(3) 申告方法

申告は、隠匿財産申告センターへの訪問、インターネット、郵便、ファックス等の方法による。

(4) 運営状況

平成14（2002）年5月の制度導入以降、隠匿財産申告センターに情報提供があった件数、情報提供によって回収した額及び申告者に支払われた報奨金は、以下のとおりである。

隠匿財産申告センターの運営状況

平成 28 (2016) 年 6 月末時点

情報提供件数	発見財産	
	回収額 (億ウォン)	報奨金 (億ウォン)
323	401	23

第 6 K D I Cにおける刑事責任追及に係る法制度及び実態

1 法制度及び実態

韓国の預金者保護法には、刑事責任追及に関する規定はない。

この点は、金融整理管財人の刑事責任追及義務を定める規定（預金保険法 83 条 2 項）がある日本とは異なる。

しかしながら、KDIC においても、不実責任調査を通じて、不実金融機関の役員等の違法行為を発見し、刑事責任を追及できる証拠資料を確保した場合、検察に捜査依頼や証拠資料を提供することがある。

2 成立する可能性のある犯罪

破綻金融機関の役員又は債務者等に対して刑事責任追及をする場合、成立する可能性がある犯罪としては、日本と同様、刑法上の横領罪、背任罪（韓国刑法 355 条、356 条）¹⁹、強制執行免脱罪（韓国刑法 327 条）²⁰、銀行関係法令の違反等がある。

第 7 最後に

以上のように、韓国においては、日本と同様、法律上、責任追及及び財産調査について規定が設けられているものの、責任追及の主体、位置付け、財産調査の内容、実

¹⁹ 韓国の横領罪、背任罪等の規定は、以下のとおりである。「韓国刑法第 355 条（横領、背任） 1 他人の財物を保管する者がその財物を横領したりその返還を拒否したときには、5 年以下の懲役又は 1,500 万ウォン以下の罰金に処する。 2 他人の事務を処理する者がその任務に背反する行為で財産上の利益を取得したり、第三者にこれを取得するようにして本人に損害を加えたときにも前項の刑と同様とする。」
「韓国刑法第 356 条（業務上の横領と背任） 業務上の任務に背反して第 355 条の罪を犯した者は 10 年以下の懲役又は 3,000 万ウォン以下の罰金に処する。」

²⁰ 強制執行免脱罪については、韓国刑法 327 条が「強制執行を免れる目的で、財産を隠匿、損壊、虚偽譲渡又は虚偽の債務を負担して債権者を害した者は、3 年以下の懲役又は 1,000 万ウォン以下の罰金に処する。」と規定している。

態等は日本と異なる点もある。

韓国においては、近年においても金融機関の破綻が認められ、責任追及業務に関する処理件数が多数に上ること、海外の調査会社を利用して海外財産調査を積極的に行っていること、隠匿財産申告制度という日本にはない制度が設けられていることなど、日本にとって参考になる点が多い。

今後も、KDIC との間で情報交換を行い、責任追及制度・財産調査についての理解及び日韓の関係を深めていくことは有益であると思われる。

最後に、KDIC への出張に当たり多大なご尽力をしてくださった KDIC の役職員の皆様に対し、この場を借りて厚く御礼を申し上げたい。

以 上

預金者保護法

1995年12月29日 法律第5042号

(最終改正：2015年12月22日 法律第13613号)

(抜 粋)

第2章 預金保険公社

第21条の2 (損害賠償請求権の代位行使など)

1 公社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該不実金融機関又は不実憂慮金融機関（以下、「不実金融機関等」といい、本条に限り、その清算法人又は破産財団を含む。）に対し、不実又は不実憂慮に責任があると認められる不実関連者（不実金融機関等の前職及び現職役員、商法第401条の2第1項各号に規定された者、不実金融機関等に対して債務を履行しない債務者（債務者が法人である場合、その法人の前職及び現職役員（商法第401条の2第1項各号に規定された者及び大統領令に定める主要株主を含む。）及びその他の第三者をいう。以下、「不実関連者」という。）に損害賠償を請求するよう要求することができる。

① 第31条及び第34条第1項の規定により、保険金の支払を決定、又は保険金を支払った場合

② 第36条の3第1項の規定による整理金融機関が営業や契約を譲り受けることを決定したり、譲り受けた場合、又は、預金等債権を支払うことを決定したり、支払をした場合

③ 第38条の規定により、資金支援を決定、又は資金支援をした場合

2 第1項の規定による公社の要求は、その理由、請求方法及び請求期間を記載した書面で行なければならない。

3 公社は、不実金融機関等が第1項の規定による要求に従わない場合には、直ちにその不実金融機関等を代位して、不実関連者に損害賠償を請求することができる。

4 公社は、不実金融機関等が訴えを提起して、第1項の規定による損害賠償請求をする場合には、その訴訟手続が行われている間、不実金融機関等を補助するために訴訟に参加することができる。この場合、民事訴訟法第71条から第77条までの規定を準用する。

5 公社が第3項の規定により損害賠償請求権を代位行使して訴訟で勝訴、又は不実金融機関等の要請で第4項の規定による訴訟参加をする場合、その費用は、不実金融機関等が負担する。

6 不実金融機関等が破産した場合、第5項の規定により負担していない費用の請求権は、財団債権とみなす。

7 公社は、第1項から第4項までの規定による損害賠償請求の要求、損害賠償請求権の

代位行使や訴訟参加をするために必要な場合は、不実金融機関等、不実関連者又は次の各号のいずれかに該当する利害関係人（以下「利害関係人」という。）に対し、業務及び財産の状況に関する資料提出要求、出席要求（利害関係人の出席要求は除く。）等の調査をすることができる。ただし、不実関連者のうち、その他の第三者の範囲は、会計法人又は公認会計士に限定する。

- ① 不実関連者の配偶者
 - ② 不実関連者の直系尊属及び卑属
 - ③ 不実関連者の配偶者の直系尊属及び卑属
 - ④ 不実関連者から財産権を目的とした法律行為により直接利益を受けた者及び転得者
 - ⑤ その他不実関連者の財産隠匿に関連のある者
- 8 不実金融機関等の合併や第三者による不実金融機関等の引受以来、存続する付保金融機関については、第 1 項から第 6 項までの規定を準用する。この場合、公社は、付保金融機関に対して、不実関連者に対する損害賠償請求又は訴訟参加に必要な資料の提出を要請ことができ、要請を受けた付保金融機関は、特別な事由がなければ、これに従わなければならない。
- 9 第 7 項の規定による調査をする者は、その権限を表示する証票を持って関係者に示さなければならない。
- 10 第 7 項の規定による調査の方法、手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 21 条の 3（資料提供の要求）

- 1 公社は、第 21 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定による損害賠償請求の要求、損害賠償請求権の代位行使や訴訟参加をするために必要な場合、法院行政処、関係中央行政機関、地方自治団体、その他大統領令で定める公共機関や金融機関（以下、この条において「公共機関等」という。）の長に不実関連者又は利害関係人の家族関係登録事項と財産・業務に関する資料や情報の提供を求めることができる。ただし、金融機関の長に不実関連者又は利害関係人の金融取引の内容に関する情報や資料の提供を要求する場合には、第 21 条の 4 を適用する。
- 2 公社は、第 21 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定による損害賠償請求の要求、損害賠償請求権の代位行使や訴訟参加をするために必要な場合、次の各号の事項を記した文書で管轄税務官署及び地方自治団体の長に課税情報の提供を求めることができる。この場合、課税情報の提供の要求は、必要最小限の範囲でなければならず、他の目的のために濫用してはならない。
 - ① 納税者の個人情報
 - ② 使用目的
- 3 第 1 項本文及び第 2 項の規定による要求を受けた公共機関等と税務官署の長は、特別な事由がなければ、これに従わなければならない。

- 4 第 1 項本文、第 2 項及び第 3 項の規定による資料の提供の要求及び情報の提供は、個人情報保護法に従わなければならない。

第 21 条の 4（金融取引情報等の提供要求）

- 1 社長は、第 21 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定による損害賠償請求の要求、損害賠償請求権の代位行使や訴訟参加と同条第 7 項の規定による調査に関連して金融取引の内容に関する情報や資料（以下「金融取引情報等」という。）によらずには不実関連者の損害賠償責任や不実関連者又は利害関係人の財産隠匿なのかどうかを確認することができないと認める場合には、金融実名取引及び秘密保障に関する法律第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同法第 2 条第 1 号の規定による金融機関等の長に不実関連者（第 21 条の 2 第 1 項の規定による不実関連者のその他の第三者を除く。）又は利害関係人の金融取引情報等の提供を求めることができる。この場合、要求を受けた金融機関等の長は、これに従う必要がある。
- 2 第 1 項の規定による金融取引情報等の提供要求は、必要最小限にとどめることとする。
- 3 第 1 項の規定により社長が金融機関等の長に金融取引情報等を要求する場合には、金融実名取引及び秘密保障に関する法律第 4 条第 6 項、第 4 条の 2 第 5 項及び第 4 条の 3 第 3 項を準用する。

第 5 章 罰則

第 41 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1,000 万ウォン以下の罰金に処する。

- ① 第 21 条第 1 項、第 21 条の 2 第 8 項後段又は第 21 条の 4 に違反して資料を提出しないか、又は虚偽の資料を提出した者
- ② 第 21 条第 2 項又は第 21 条の 2 第 7 項（利害関係人の部分は除く。）による調査を拒否及び妨害又は忌避した者

第 44 条（過料）

- 1 第 21 条の 2 第 7 項の規定による調査を拒否及び妨害又は忌避した利害関係人は、500 万ウォン以下の過料を賦課する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、200 万ウォン以下の過料を賦課する。
- ① 第 7 条に違反して預金保険公社又はこれと類似の名称を使用した者
 - ② 第 29 条第 2 項に違反して保険関係の成立について、その内容を表示しない者
 - ③ 第 29 条第 4 項に違反して確認を受けていない者

- ④ 第 29 条第 5 項の規定による調査を拒否及び妨害又は忌避した者
 - ⑤ 第 33 条第 1 項に違反して、保険事故発生的事实を会社に通知しない者
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより、金融委員会
が賦課・徴収する。

【参考文献】

高翔龍「韓国法（第3版）」（信山社 2016（平成28）年）

小島武司、韓相範「韓国法の現在（上）（下）」（中央大学出版部 1993（平成5）年）

佐々木宗啓「預金保険法の運用」（金融財政事情研究会 2003（平成15）年）

金斗煥「最近の韓国商法の主な改正内容について」（紀要中央学院大学社会システム研究所第3巻209頁以下 2003（平成15）年）

中村信男、鄭世喜「経営指揮者とその会社・第三者に対する責任 —韓国商法上の背後理事規制と日本の判例における事実上の主宰者の責任法理—」（比較法学38巻1号207頁以下 2004（平成16）年）

長谷川乃理「韓国における企業統治改革の進展 —韓国の親子会社関係における取締役の責任追及に向けた取り組みを中心に—」（法政論集222 1頁以下 2008（平成20）年）

法務大臣官房司法法制調査部職員「現行韓国六法」（ぎょうせい 1988（昭和63）年）

本間勝「世界の預金保険と銀行破綻処理」（東洋経済新報社 2002（平成14）年）

李範燦、石井文廣「大韓民国法概説」（成文堂 2008（平成20）年）

KDIC 年次報告書

KDIC ホームページ